

## 2 5 肝炎対策

### 〔現況及び施策の方向〕

肝炎ウイルス持続感染者（以下「キャリア」という。）はB型、C型合わせて国内に 220 万人から 340 万人程度存在すると推定され、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞がんに移行することが指摘されている。

しかし、自覚症状に乏しいことから、肝機能に異常が出てから医療機関を受診すると既に肝硬変・肝がんに移行しているケースが少なくなく、県民への正しい知識の普及啓発、検診受診率の向上、検査で要診療と診断された者への保健指導、専門医療機関の整備が必要となっている。

このため広島県では肝疾患の専門医等で構成する肝炎対策協議会を設置し、広島県の現状と課題を整理し、肝炎対策の諸施策を推進する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 肝炎対策事業（予算額 3,610 千円）

【負担割合：国 1/2，県 1/2】

肝炎対策協議会の設置、肝疾患診療支援ネットワーク体制の充実、肝疾患診療連携拠点病院の運営及び県民への普及啓発等、総合的な肝炎対策を推進する。（平成 19 年度創設）

区 分	内 容
総合的な推進体制の強化	治療・検査・普及啓発に係る総合的な肝炎対策を推進するため「肝炎対策協議会」を設置
肝疾患診療連携拠点病院の機能強化	○肝疾患診療連携拠点病院等連絡会の運営 ○肝疾患相談室の整備 ○医療従事者研修
普及啓発活動	○肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発 ○肝炎ウイルス検査の受検促進

#### 2 肝炎ウイルス検査・治療費助成事業（予算額 801,737 千円）

【負担割合：国 1/2，県 1/2。ただし「肝炎ウイルス検査の実施」については、国 65/100，県 35/100】

早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所で実施している検査に加え、医療機関に委託し肝炎ウイルス検査を実施する。

また、根治療法として急速に進展しているインターフェロン療法について、高額であることにより敬遠されていることから、治療費の一部を助成してアクセスを改善することにより、根治療法の進展を図る。（平成 20 年度創設）

なお、平成 23 年度から治療費助成制度について次の事項を変更し、アクセスの改善を図っている。

- C型肝炎患者に対する助成対象医療の拡大（インターフェロン治療にテラプレビルを含む3剤併用療法を追加）
- B型肝炎患者に対するインターフェロン治療に係る制度利用回数の制限緩和（医学的妥当性が認められる場合は、2回目の利用を認める。）
- B型肝炎患者に対する助成対象医療の拡大（ペグインターフェロン治療を追加）

区 分	内 容
制度に係る説明会	○肝炎治療費助成制度について、各種関係機関に説明会を実施 (対象：保健所・市町、医療機関、患者)
受給資格の審査・受給者証の発行	○当該制度の受給者認定に係る経費 ・認定審査会の開催 ・申請受付業務等
肝炎ウイルス検査の実施	○無料検査の実施 (実施場所：保健所(支所)、委託医療機関)
医療費助成等	○患者の所得階層に応じた一定の自己負担額の上限を超えた額の助成等

### 3 ウイルス性肝炎対策(予算額 2,902千円)

【負担割合：国 1/2, 県 1/2】

肝炎ウイルス検査の受検勧奨や陽性者に対する医療機関への受診勧奨を一層強化するため、市町の保健師、医療機関の看護師及び企業の健康管理担当者等を対象に肝炎に関する研修を実施し、肝炎患者等の適切な肝炎治療をコーディネートできる者を養成し、「肝疾患コーディネーター」として認定する。既に認定を受けたものに対しても継続的に研修を行い、最新の知見を習得させる。

また、肝疾患コーディネーター等による保健指導に使用するため、患者支援手帳を作成し、対象患者に交付する。(平成 23 年度創設)

区 分	内 容
肝疾患コーディネーターの養成	○養成講座(2会場(広島、福山)、各2日)100名養成 ○継続研修(2会場(広島、福山)、各半日)
肝炎患者支援手帳の作成	○肝炎の病態、肝炎医療に関する制度等の情報を記載した患者支援手帳の作成・配布

### 4 【新】健康危機管理に関するヘルスプロモーション事業(予算額 11,781千円)

【負担割合：国 10/10】

肝炎ウイルス検査で発見されたB型・C型キャリアの受診動向・長期経過等を把握し、適切な肝炎医療に繋げ、肝がんによる死亡者を減少させるため、行政・医療機関・県民等関係者が参加するフォローアップシステムを構築する。(平成 24 年度創設)

区 分	内 容
肝疾患患者フォローアップシステム	○肝炎ウイルス検査陽性者を適切な肝炎医療に繋げるフォローアップシステムの構築